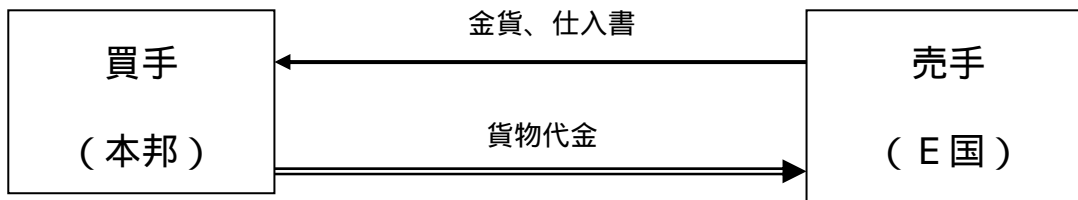


#### 4. 購入価格が金地金の国際相場価格に基づく金貨を

##### 個人が輸入する場合の課税価格



#### 【照会要旨】

本邦に在住している私（買手）は、E 国の貴金属業者（売手）から通信販売で購入した純度 99.99% の金貨を、国際宅配便により輸入します。売手のホームページには、金地金の国際相場価格に基づいた当該輸入貨物の販売価格が提示されており、その価格を見て購入することとしました。

この貨物は、私が自己の資産として本邦の自宅で保管するもので、仕入書の宛先は私個人名となっており、私自身が輸入者として輸入（納税）申告を行います。

輸入貨物の課税価格を計算する際、その輸入取引が小売取引の段階によるものと認められる場合で、その輸入者の個人的な使用に供されると認められる場合には、その輸入貨物の課税価格はその貨物の輸入が通常の卸取引の段階でされたとした場合の価格とする特例がありますが、今般私が輸入する貨物の課税価格を計算するにあたって、この特例を適用して「通常の卸取引の段階の価格」を基に計算されることとなりますか。

#### 【回答要旨】

上記の取引において、貴方が輸入する貨物の購入価格は、金地金の国際相場価格に基づいたものであり、卸取引の段階と小売取引の段階において、これらの価格の間に相当の差異がないと認められる物品であることから、関税定率法第4条の6第2項に定める「輸入が通常の卸取引の段階でされたとした場合の価格」を基とする課税価格の決定の特例を適用して課税価格を計算することはできません。

（理由）

輸入取引が小売取引の段階によるものと認められる貨物で、その輸入者の個人的な使用に供されると認められるものであるときには、その貨物の課税価格はその小売取引における価格によることなく、その貨物の輸入が通常の卸取引の段階でされたとした場合の価格によることとされていますが、金、白金その他の国際相場価格がある物品等であって、通常、卸取引の段階と小売取引の段階において、これらの価格の間に相当の差異がないと認められる物品については、この限りでないこととされています。

上記の取引において、貴方（買手）が輸入する貨物は、売手の販売価格が金地金の国際相場価格に基づいたものであり、卸取引の段階と小売取引の段階において、これらの価格の間に相当の差異がないと認められることから、輸入者の個人的な使用に供される

輸入貨物に係る課税価格の決定の特例を適用して課税価格を計算することはできません。

**【関係法令通達】**

関税定率法第4条の6第2項

関税定率法基本通達4の6-2(3)

**注記**

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)